

身近な生活圏における子どものスポーツ、
文化芸術活動の推進施策のあり方について

(提 言)

平成18年(2006年)10月31日

第5期 葛飾区社会教育委員の会議

身近な生活圏における子どものスポーツ、文化芸術活動の
推進施策のあり方について

(提 言)

本会議において、標記のテーマについて協議を重ねてきましたが、このたび
これを取りまとめましたので提言します。

平成18年(2006年)10月31日

葛飾区教育委員会 殿

第5期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長	酒井 榮一	副議長	森川 貞夫
委 員	久田 邦明	委 員	澤口 勝利
委 員	中山 文子	委 員	増井 範男
委 員	木室 忠明	委 員	菅 正

も く じ

はじめに	1
子どものスポーツ、文化芸術活動を推進するために	2
1．スポーツ活動の意義と推進のための基本的な考え方	2
2．文化芸術活動の意義と推進のための基本的な考え方	3
子どものスポーツ、文化芸術活動の現状と課題	4
1．スポーツ活動の現状と課題	4
(1) 子どもをめぐる現状	
(2) 小学生の健康・体力	
(3) 小学校体育科授業	
(4) 学校体育、クラブ・部活動	
(5) 少年少女スポーツ団体	
(6) 地域の青少年育成団体のスポーツ活動・事業	
(7) 区の少年少女スポーツ振興事業	
(8) 障害児のスポーツ	
(9) 競技力の向上	
2．文化芸術活動の現状と課題	10
(1) 学校の文化活動やクラブ・部活動	
(2) 地域における文化芸術活動	
子どものスポーツ、文化芸術活動の推進のための方向性	15
1．学校教育	15
(1) 体育・スポーツ	
(2) 文化芸術	
(3) 学校という公共施設の可能性	

2 . 地域スポーツ活動	17
(1) 「みんなのスポーツ」、一人一人にとっての豊かなスポーツを 広める基礎としての子どものスポーツ活動	
(2) 「いつでも、どこでも、だれでもがスポーツを楽しむ」こと のできるスポーツ条件整備	
(3) 少年スポーツ活動のボランティアの養成	
(4) 受け皿としての地域に根ざす 子どもスポーツクラブ・グループづくりを	
(5) 多様なスポーツクラブの交流と異質共同型のネットワークをめざして	
(6) 「総合型地域スポーツクラブ」の創設	
(7) 自然とふれあうスポーツ活動のために	
(8) スポーツを通しての国際交流、多文化共生の発展のために	
(9) 障害のある子どもたちへの積極的なスポーツ・遊び・運動の機会の 充実・発展と心ふれあうまちづくりへの貢献をめざして	
3 . 文化芸術活動	21
(1) 総合的な施策を	
(2) 大人の文化芸術活動の振興を	
(3) 子どもの参画による文化芸術活動の振興を	
むすびに代えて	23
(1) 総合型地域スポーツクラブの設立に向けて	
(2) わくわくチャレンジ広場でさまざまな体験活動を	
(3) 地域ごとの「居場所づくり」事業の推進と協力体制の確立を	
(4) 小学校の体育、クラブ・部活動の充実を図るために	
用語解説	26
資料編	33

はじめに

私たち第5期社会教育委員の会議では、葛飾区教育委員会より協議依頼のあった「身近な生活圏における子どものスポーツ、文化芸術活動の推進施策のあり方について」(平成16年11月4日)を受け、平成16年11月より全体会、小委員会、起草委員会等で協議を重ね、このたびこれを取りまとめたので提言いたします。

今日、子どものスポーツ、文化芸術活動を取り巻く環境は、経済成長に伴う都市化、生活様式の変化などによる地域共同体意識の希薄化、核家族化、少子化の中で大きく変化してきている。

外遊びや仲間集団での遊びの機会が少なくなり、その結果、仲間とのふれあいや運動量の減少がみられ、子どもが社会性や体力をつけていく上で課題となっている。

また地域での伝統文化も、子どもたちに継承していく機会が次第に少なくなってきた。

言うまでもなく子どもにとってスポーツ、文化芸術活動は、心身の両面にわたる健全な発達に大きな意義がある。

特に子ども時代の豊かなスポーツ、文化芸術活動の体験は、生涯にわたってこれらの活動を主体的におこなう基礎となり、生きがいある充実した生活や明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものといえる。

そこで本会議では、部活動等の機会の少ない小学生のスポーツ、文化芸術活動の振興を図るための方策について主として検討を行ってきた。

この提言は、学校教育との関連を踏まえながら地域において放課後や週末にスポーツ、芸術文化や伝統文化活動を推進していくための方策についてまとめたものである。

提言を取りまとめるにあたっては、小学生へのアンケート、少年少女スポーツ団体や文化活動団体の指導者、世話人へのヒアリング、関係施設の見学、関係者との懇談などをさせていただいた。

ご協力をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

教育委員会においては、本提言の趣旨を十分に踏まえられ、子どものスポーツ、文化芸術活動の振興に取り組まれることを期待するものである。

子どものスポーツ、文化芸術活動を推進するために

1. スポーツ活動の意義と推進のための基本的な考え方

「子どもは風の子」と言ったのは昔の話、今は外遊びもふくめて子どもたちの生活時間全体における遊び・スポーツの時間がかなり減っていることが報告されている。さらに後にくわしく現状の問題点と課題についてふれるが、特に遊び・スポーツ活動における子どもたちの二極分解の現象は現在大きな問題として学校・家庭・地域に存在している。大事なことは親・大人たちが成長期にある子どもたちをいかに全面的かつ多面的な発達・成長のためのさまざまな活動に導き入れるかということであろう。そのためにはテレビゲームへの耽溺や引きこもりなどによる著しい身体的活動の希薄化した子どもたち、同時にその逆の過度のスポーツ活動への集中や特定種目に偏重した子どもたちへの適切な対処・指導が重要である。

どの子どもも健やかな心身の成長と発達こそがすべての親たちの期待であり願いであることもまた言を待たない。しかし子どもたちがしっかりと心と体を育て成長していくためには幼い時からの適切な遊びや運動・スポーツの機会をもつことが大事である。

その理由は第一に、成長期の運動不足は後で取り返しがつかないからである。とりわけ小学校中学年から高学年にかけて急激な身長伸びが見られることはよく知られていることであるが、同時に運動能力もこの頃にもっとも成長するものである。したがってこの頃にしっかりと伸ばしておかないと後で取り返すことが難しくなるのである。

第二に、この成長そのものに運動という刺激が必要なのである。骨折をしたときのギブスを思い出すとよくわかるが、もし運動しなければ筋肉がやせ衰えるのと同じで、人間の体の諸器官、例えば骨や筋肉、内臓などの発達には運動という刺激が重要なのである。

第三に、運動は体の成長・発達にとって必要不可欠であるばかりでなく、運動不足は「運動不足病」と言われる心臓疾患、肥満症、糖尿病、高血圧症といった成人病を子どもにも起こす。こうした「運動不足病」を予防するためにも規則的な遊び・運動・スポーツを行うことが大切である。

第四に、子どもの頃の遊び・運動・スポーツ経験が大人になってからの運動・スポーツ生活に大きな影響をもっており、豊かな生涯学習・スポーツ時代の基礎を形成するものである。

第五に、子ども同士の遊び・スポーツ活動を通じての対人関係、集団行動は仲間意識やコミュニケーション能力の形成にも大きな影響をもっていることである。

一方、逆にやり過ぎによるスポーツ障害や特定種目への早期専門化の問題(*1)も指摘されている。

子どもの遊び・運動・スポーツがこのような意義と役割をもっているとしてもそれを行うのは子ども自身である。適切な大人たちの指導や支援が必要であることはもちろんであ

るが、やはりその「主人公」は子ども自身である。子どもたちが主体的に遊び・運動・スポーツに親しみ興じることができるようにするには、何よりも子どもの自主性・自発性を引き出す大人たちの暖かいまなざしが重要であろう。同時に、機会の提供や場の整備・充実など条件整備には地域の力も重要である。

そして何よりも子どもの遊び・運動・スポーツ活動の「主役は子ども」だということを大人は認識し、準備・計画の段階から実際の活動に至るまで、「子どもの参画」を促すことが基本である。そのためには子どもの心理的・身体的成長・発達段階に応じて子どもたちの中に適切な「仲間意識」の形成や「集団づくり」の基礎的な能力を培うプログラム、指導・助言ができる指導者の育成・強化も大切であろう。

やがてこうした子どもたちの遊び・運動・スポーツ活動を通して培われた力、すなわちさまざまな実践力あるいは技術・行動様式が仲間づくり、集団・組織運営能力の形成と共に「地域づくり」「まちづくり」の担い手形成の契機にも繋がっていくという、長期的な展望・見通しをもって取り組むことが期待される。

2. 文化芸術活動の意義と推進のための基本的な考え方

文化芸術活動とは人々の生活に豊かさや潤いをもたらすものであり、子どもにとっては人間形成に役立つものである。

このように文化芸術活動の範囲は広いが、公共性・公益性を求める地方自治体の行政施策からみれば、子どもが地域社会の担い手として成長していくための活動を支援することが主な課題となる。

これをすすめるには、以下の二つの視点が求められる。

第一に、子どもの参画という視点である。子どもが地域社会の担い手へ成長することを期待すれば、一方的に大人によってあてがわれる活動ではなく、計画の段階から評価の段階まで子どもが主体的に参加する活動がふさわしい。一般に文化芸術活動には、鑑賞活動、自ら行なう活動、文化芸術に関する学習の三つの分野が想定される。これらの三分野はいずれも重要だが、そのなかでも、自ら行う活動の支援がとりわけ重要である。その場合の子どもとは、障害をもつ子ども、外国とつながりのある子ども、経済的・文化的に恵まれないために参画の条件を十分に備えていない子どもも含まれる。

第二に、地域社会の暮らしへの視点である。文化芸術ということばかり、特別な才能をもった人物による、完成度の高い作品などが想起されるかもしれないが、それは文化芸術活動の一部である。地域社会の暮らしを支える生活文化を基本にして文化芸術活動を捉えることもできる。このように考えれば、わたしたちがその担い手だということも理解されるだろう。そこで留意しなければならないのは、今日の生活文化が、消費生活の拡大によって衰弱するとともにきわめて広い範囲にわたるものになっていることである。マスメディアなどを通して子どもは多様な文化と接している。そうであるとすれば、伝統的な文化や近代教養文化だけでなく、サブカルチャーを含んだ広範囲な現代文化を視野に入れなけ

ればならない。

ところで、子どもの参画と地域社会の暮らしへ目を向けるとすれば、文化芸術活動による、住み良いまちづくりが課題となるのではないだろうか。文化芸術活動が無媒介に社会的活動へと結びつけるのには無理があるが、公共性・公益性を追求する行政施策の役割を考えれば、まちづくりは必要不可欠な課題といえるだろう。

子どものスポーツ、文化芸術活動の現状と課題

少年期の学校教育と家庭での教育の中で、特にスポーツ体験や習い事は個人の持つ多様さや未開な部分を開発する入り口として重要である。それは、本来は「できばえ」や「結果」ととられる必要もなく、体験するということ自体に大きな価値があるからだ。

学校教育で学習指導要領に示された基準の学習内容の外で、一人一人が地域や家庭で目的を持って練習や稽古事に励むためには、取り組む時間を意識し続けるという意思の強さばかりか異年齢のかかわり、大人とのふれあいを通して、「あいさつ」「礼儀」「作法」などを身につける重要な健全育成の意義がある。とはいっても、そこでよい成果が得られればそれは大人と同じように評価を受けるべきものである。また、そのことから得た賞賛や自信は子どもが生涯にわたって生きていく大切な宝物となり、自身の人生を決定する契機になりうる。

こうした意味で、少年期に単一のスポーツや一芸にだけ固執するのではなく、年代やかかわっている教育の場等で様々な種目や領域に触れたり、かかわったりして、自分らしさを発見したり、開拓したりすることを繰り返し挑戦する機会を保障することは社会のつとめである。

1. スポーツ活動の現状と課題

(1) 子どもをめぐる現状と課題

学校を単位とした地域の中にはさまざまな既存のスポーツ団体・施設がある。野球チームやサッカーチーム、スイミングクラブ、テニスクラブやかつて多くあった町の卓球場、剣道場や柔道場である。しかし、こうした地域の資源もそれにかかわる子どもの数の変化、指導者の不足、練習場確保の不安定さなど、多くの問題を抱えている。

通わせる親たちの意識も変化し、「正選手にするために争ったり」「休日の多くの時間をチームに子どもを預けるだけで、親が活動を支える当番や役割を担わなかったり」することが目立ち、指導者や責任者を困惑させることが多い。また、活動を維持するための経費の問題もある。過熱や放任は結果として、休日のスポーツ活動に多くの時間を割き、子どもの中には月曜日にまで疲労を残すものもいる。

学校は子どものよい活動を承認しようと国・都・区レベルの大会でよい結果を出した報告があると全校や保護者に紹介することに努めている。しかし、こうした活動が子どもの身体発達や精神的な成長へどのように影響を与えているかを必ずしも評価しているわけではない。

(2) 小学生の健康・体力

体力調査から

本区総合教育センター（体力調査委員会）では毎年区内の小中学生の体力調査を実施し、集計している。この調査からは、昭和の後期に戦後の体位向上のピークを迎え、その後、体力の総合指数低下が始まり、平成になってその傾向が止まらないでいることは明らかである。

特に、男女ともハンドボール投げ（握力の測定数値）低下は顕著である。これは、区内児童の多くが、学校および家庭地域での生活様態の変化と生活体験の不足から成長していく各時期に適時に適量な身体活動経験の欠損をまねいてしまっているからだ。

例えば、腕を振る（「メンコ」「水切り」「紙鉄砲」での手首をすばやく切る）運動と力を込めて（いろいろな形や重さの物を持ったり、運んだりする）タイミングをつかむ運動ができないと、物をしっかりと握り、体幹を大きくひねって腕と連動させる投運動を身につけることができない（これを運動の「アナログン」^{(*)2}という）。

基本的な生活習慣の課題

葛飾区の学力到達度調査及び生活習慣調査、同様に国、都、他府県の調査でも児童の基本的な生活習慣と学力・気力との相関が明白になっている。

家庭生活の不成立が「偏った食習慣や孤食」の原因となり「団欒のない、子どもだけで食事をするものの増加」をもたらしている。また「ゲームやテレビ視聴」時間の増加は「会話のない非現実的時間の増加」や「睡眠時間の減少」をもたらし「規則的な生活リズムの崩壊」など、子どもたちにとって深刻な状況が進んでいる。

「早寝早起き朝ごはん」^{(*)3}プロジェクト

文部科学省の方針に従い、これまで以上に各学校では基本的な生活習慣の重要性を訴え、学校からの啓発活動に努めている。朝食が脳を活性化させることや十分な睡眠が骨格を形成する上で大切なことが紹介されているにもかかわらず、それがどれほど実行されているかはなほだ心許ない状況である。

「子どもの健康・体力の増進」という観点（保健体育審議会、平成13年より「中央教育審議会スポーツ・青少年分科会」へ改組）から、体育・保健の領域に留まらず学校教育全体の場で生活リズムや食育^{(*)4}についてしっかりと取り扱うことも求められている。

(3) 小学校体育科の授業

楽しい体育の功罪

楽しい体育という標語が謳われた昭和50年代の小学校における教科教育としての体育の指導現場では、「楽しさ」がプレイ論に基づいた自発的活動を中心とした学習活動として提案された。その結果として「子どもが満足し、楽しければよい」という誤った認識から、子どもの発達段階を踏まえた技能を習得していく充実感やそれを適切に系統的に指導していくことが忘れられた。活動を見守ることが楽しい授業であるとし、運動学習の場面で課題を設定しその課題を乗り越える《楽しさ体験》と困難を乗り越えようという《克服体験》を軽視する傾向が体育学習に芽生えた。

二極化の進行

学校および家庭・地域生活の中で子どもの中に、「十分に運動を親しめ、身体を動かす体験をできる子」と「運動することの必要性や価値を知らないで育つ子」の2極化が進んだ。同時に指導する教師の側にも、困難な運動学習を不要と判断したり、それ自体を無用と考えたりする教師が増えた。

こうした傾向の結果、例として、逆上がりができるかできないかが体育科の学習到達の評価になりうるかという「逆上がり」論争がマスコミで取り上げられるようになった。逆説的にいえば、それ程逆上りの習得が困難な子どもが増えたということであろう。

さらに、少子化による教師の高齢化等も影響し、教科としての体育学習の質の維持が心配されている。

体育学習における到達目標の明確化

現在、次期学習指導要領が検討されているが、その中で求められているのが『実生活のための基礎・基本』と『発展的な学習のための基礎・基本』である。前者を「教育が国民に提供できる基準の明確化」であるミニマムとして設定し、確実に技能・体力を習得させようという目標は正論である。国の水準で、体育科において数値目標として表現するのは困難な課題である。地域社会が実態に合わせ、児童の基礎的・基本的運動能力を保証することは、説明責任と実行責任を求められる現在の教育の流れの中で必要であると考えられる。

本区においては、小学校教育研究会体育科部^{(*)5}においてすでに『葛飾区小学校体育科達成課題30』^{(*)6}が提言されている。

「小1プロブレム」^{(*)7}から考える

「授業中座席に座ってられない」「がまんできずしゃべりだしてしまう/話をききとれない」「物を投げつけたり、椅子や机をひっくり返したりといった危険な行動を抑制できない」といった子どもが学級に一人でもいると、他の子どもも追従してしまい収拾が

取れなくなってしまう。こうした現象をいわゆる小1プロブレムという。これに対して葛飾区では平成18年度から小学校1年生の学級経営が円滑にいくように、必要な学級に「クラスサポーター」(*8)を配置した。19の小学校に24人の人員が配置され一定の効果을上げている。

これは何も1年生の学級ばかりでなく、いまや「どの学年でも起こりうる」という予感を抱えて学級を運営する教員は多い。自己規制や抑制がとれず、逆に自己を開放して共感を示し笑いあったり、じゃれあったりする子どもらしい姿も見受けることが少ない。一人遊びやぼんやりと何を考えているのか分からない表情で佇む子、嬌声や甲高い泣き声を発する子の出現する割合は増すばかりである。こうした子どもたちの状況を改善するのに、身体活動の活性化は重要である。基本的な生活習慣の確立から、各家庭での養育状況、就学前教育での運動経験を含め、1年生がスタートする時点での被教育経験の差は拡大していると考えられる。

葛飾区小学校教育研究会体育科部の調査による区内公・私立の幼稚園・保育園における「運動あそび等の経験」に関する調査でも、指導項目に「運動遊び」を設けられない園や外遊びを行えない園から、外部専門講師を充て3時間以上体験させている園まであり、幼児期の活動経験や環境差が大きいことが確かめられている。

(4) 学校体育、クラブ・部活動(*9)

現在の学習指導要領の中での小学校体育科の授業時間数では年間90時間であり、週2時間から3時間の幅で指導を行っている。学校の指導計画の中で、例えば水泳指導に10時間、保健に10時間を取るとすれば、それ以外に週当たり2時間の体育学習の確保すら怪しくなる。

本区小学校における体育・スポーツに関する行事は、連合行事として6年生が参加する「水泳記録会」のみである。かつては「陸上大会」も開かれていたが現在は諸般の事情で中止になっている。また、野外活動として各学校で「遠足」を、教育委員会が「日光移動教室(6年)」「岩井臨海学校(5年)」を実施している。特に日光移動教室での山歩き・ハイキング、岩井臨海学校での遊泳や遠泳はこうした活動体験の少ない家庭にとっては人生で、最初で一度きりになるかもしれない貴重な学習となっている。

特別活動におけるクラブ活動

小学校におけるクラブ活動は年間を35週として時間を設定しているが、実際に活動できる時間は60分で25回程度である。また、学校の校舎利用の制約からスポーツ系のクラブ活動は多くても4~5種である。学校の児童数により差は出るが、体育館にバドミントンコート1面、残りに卓球台を3台置き活動すると20名程度が運動しているに過ぎない。全ての学校の校庭で二種目の運動ができるわけではなく、屋上を一輪車やダンス・バトントワリング等の活動に使っても同時に運動している児童数は約100

人が限界である。

また、指導する教員も専門的な指導はともかくとしても、基本的な動きやルールを十分に指導できる人材が確保されているわけではない。

特設クラブ

小学校において、所属職員が所属校校長の許可・承認を受けて児童に運動・スポーツを放課後などに指導することがある。本区でも、サッカー・バレーボール・バスケット・陸上競技等がいくつかの学校で現実に行われている。これらの活動は、実際面では区や都の競技団体の主催する小学生対象の競技会に参加している。承認の根拠や活動の条件等あいまいな部分も残されている。

東京都教育委員会は平成18年7月『管理運営規則』を改訂し、平成19年度から都立高校においては部活動指導を職務として位置づけた。区市の管理運営規則も同様の内容に変更されるだろうが、加えて小学校のクラブ活動・特設クラブとの関わりは当然のこととして課題となるだろう。

具体的な例として、葛飾区体育協会(*10)・小学校体育連盟(=「葛飾区小学校教育研究会体育科部」とは実質的に同じ活動組織)が小学生6年生の卒業に合わせて交流サッカー大会を主催している。現在、男女延べ70チームが2月に大会を開催している。

(5) 少年少女スポーツ団体

地域の少年少女スポーツ団体数は約360団体、約7,800人で、うち体育協会加盟の小学生の団体は約200団体、5,300人である。主なものは野球、サッカー、ソフトボール、剣道、柔道、バスケット、バドミントンなどであるが、特定のスポーツだけを行う単一種目のスポーツ活動であり、他種目の活動経験がされていない。

地域のクラブ・チームへの参加について、塾や習い事の感覚で参加させ、指導者任せの傾向が保護者に見られ、チーム運営をみなで支えていく姿勢が弱くなってきていると指導者は一様に感じている。保護者の意識変革のための対応が課題となっている。

指導者からは、練習会場の確保や遠征費、用具代などの経費負担、小規模団体にあっては施設使用料負担に苦労しているとの声があった。練習会場の新たな量的確保は難しく既存の施設の有効活用を検討していく必要がある。また活動中や行き帰りの犯罪被害など、子どもへの安全対策について不安を感じている。

指導者については、種目によっては十分に確保できていない。さらに子どものスポーツ指導では技術指導に加え、生活面での指導力とともに他種目への理解も求められており、指導者の養成、研修の充実が課題となっている。

(6) 地域の青少年育成団体のスポーツ活動・事業

地域の子ども会や青少年育成地区委員会などが地域の子どもを対象に運動会、ロードレ

ース大会、ニュースポーツ、ドッジボール、卓球、バドミントン、野球大会などの行事を行っている。多くの子どもが参加している地区がある一方、参加者の減少が課題となっている地区もある。

行事のあり方を見直し、行事の企画運営への中高校生、ジュニアリーダーの参画や高齢者との交流、ニュースポーツの導入など新たな活動に積極的に取り組む地区が増えている。今後、魅力ある地域行事とするためニュースポーツなど親子で参加できる行事の検討も大切であろう。加えて中高校生を指導者として積極的に活用することや、高校のスポーツ部員の協力をも検討すべきであろう。

子ども会の中には、ミニバスケット、バレーボール、野球などをクラブ活動的に取り入れ、定期的に日常的に活動している事例もある。今後の子ども会の活動スタイルの1つとして有効であろう。また子ども人口の減少により子ども会員数が減少し活動の困難さも見られるが、子ども会同士のよこの連携を強め、連携事業の実施により対応していくことも考えられる。

(7) 区の少年少女スポーツ振興事業

区の生涯学習事業体系は、スポーツ施設の整備と提供、スポーツの参加機会の提供、指導者養成と確保の3本柱で構成されている。

子どものスポーツの参加機会として、総合スポーツセンターでは、全施設で休日、休業期間にスポーツ教室、スポーツコース、スポーツ大会、スポーツ施設のスポーツ開放事業があるが、いずれも子どもたちの身近な施設で実施されるというよりは中央の施設に集まって行う型の事業となっている。今後、身近な地域で子どもの興味・関心に応じて、スポーツが行える機会、場が求められている。

こうした場の整備のために校庭の夜間照明設備の設置、既存のスポーツ施設や学校体育館の効率的な利用方法、スケートボードやインラインスケート、ヒップホップダンスなどの新たなスポーツを楽しむ場の確保等についても検討する必要がある。

(8) 障害児のスポーツ

障害児のスポーツクラブとしては、水泳、ハイキング、バスケットボールクラブの活動が見られる。区が行う障害児対象のスポーツ機会として「ポニースクールかつしか」(*11)の障害児乗馬教室と障害者水泳教室がある。

バスケットボールクラブおよびポニースクールかつしかでは、健常児、障害児がともに活動しており、障害児にとっては健常児がスポーツ活動のお手本となり、一方健常児にとっては障害児とかかわりあうことで人格形成上よい影響が見られる。このように障害児が健常児とともに活動できるスタイルも今後いっそう広めていく必要がある。

日ごろの活動の成果を発表する機会としてのスポーツ大会への参加の要望がある。どのような方法がよいか、今後さらに検討していく必要がある。障害の種別や程度、体力など

に合わせたスポーツの機会が求められるが、一定数の参加者確保を考慮すると、区レベルでの実施に困難さがある。

葛飾区スポーツ指導員の認定登録者数では「障害者スポーツ」の分野が100人弱と最も多く、すでに障害者水泳教室の指導へ関わっているが、新たな活躍の場の確保が求められている。またNPOなどとの協働により障害児のスポーツ機会の拡充を図っていくことが大切である。

(9) 競技力の向上

区内の子どもたちの中にも将来、日本のトップレベルを担うようなすぐれた才能を持った子ども、あるいはトップレベルをめざす子どもたちもいると思われるが、トップレベルをめざす子どもへの対応は、ほとんど各競技団体任せの状況である。今後、こうした子どもたちがすぐれた能力を十分に発揮できるようにするために指導組織や一貫した継続的な指導^(*)12)、トレーニング施設をふくめた競技力向上のための総合的なシステムを構築することが求められよう。

葛飾区体育協会は加盟する各競技団体へ「ジュニアエンジョイスports大会」の開催を要請し、小学生の競技会への参加を促している。現在のところ、卓球・バレーボール・バスケットボール連盟が冠の大会を開催している。また、陸上競技協会、水泳連盟が選手権等の大会に小学生の参加部門を設置している。こうした大会で、一般競技者と交流する機会は子どもにとって大きな励みとなり、競技力向上に結びつく。

同時に、子ども時代からすぐれたスポーツ選手やチームの練習、ゲームなどにもふれることはスポーツへの子どもたちの関心を高め、自然にスポーツに誘っていく上でも重要であり、また競技者の高度な技術はスポーツ全体の競技力の向上にも貢献している。こうした「観るスポーツ」への配慮も今後十分に検討していくことが必要であろう。

子ども時代のスポーツ経験は生涯にわたるスポーツ・健康に大きな役割をもっていることはいうまでもない。しかしもし仮に子ども時代のスポーツによって発達期の子どもに過度の身体的・精神的負担を与えたり、スポーツ障害などを与えたりすることになるとすればたいへん不幸なことである。区内には現在スポーツ障害などの治療・予防に対応できるスポーツ専門医の数は15名であるが、今後、こうしたスポーツ専門医との協力で子どもたちの身体的・精神的成長・発展に貢献するネットワークを拡大していく必要がある。

2. 文化芸術活動の現状と課題

(1) 学校の文化活動やクラブ・部活動

学校と学校外の文化芸術活動

学校では子どもたちが学校外の活動でどのような活動をしているかを把握しきっていない。よく指摘されるように、最近の傾向として子どもも家庭も「夢を語ったり」「将来

の職業を具体的に考えたり」することは少ない。

時々担任に「クラシックバレー、あるいはピアノの発表会があります」と知らされる
ことがあるが、多くの場合担任も無関心であることが多い。知らされてもその子どもの
発表会にだけ顔を覗かすわけにも行かないという理由から、適切な対応をとりにくい。
保護者も必ず知らせるべきであるとは思っていない。結果として指導要録等に活動の記
録が残されるようなことはない。

また、これもまれにはあるが、担任と家庭の相互の理解不足もあり、学校の行事等
の都合で下校時間が遅くなると「お稽古の時間に間に合わないと」トラブルになること
がある。

学校の文化芸術活動、クラブ・部活動

ア 教育課程内

葛飾区教育委員会では、この10年間「総合的な学習の時間」の充実及び『各学校の
特色ある教育活動』の振興のために重点的に予算をつけ、活性化を進めている。この中
で、地域の伝統文化・芸能（例「葛西ばやし」^(*)13)）を教育課程に取り組んでいる学校が
ある。

特別活動で行われるクラブ活動の範囲は年間多くても35時間であるが、この時間を
越えて指導することは担当する教師の専門性や意欲（多くは図工・音楽科の専科教諭）
に頼っているだけである。また、＜児童文化＞という領域に関心のある教員がいる場合、
和太鼓や民舞、近隣諸国の民俗音楽などに取り組んでいることがある。

教育委員会指導室の年間の連合行事計画の中で、「読書感想文」「連合展覧会」「書写展」
「音楽鑑賞教室」「連合音楽会」「金管バンド発表会」等が葛飾区小学校教育研究会と共
催で毎年開かれ、各学校は教育課程の中で作品製作や練習に取り組んでいる。同様に区
の代表として都・国レベルの催し物が開催されている。

また、各学校の年間行事の内容に応じて「演劇鑑賞教室」「音楽鑑賞教室」「映画会」
等を外部のプロ集団に委託をして学校の体育館等で鑑賞することがある。

地域社会の「葛西ばやし共演会」や「お祭り」、奉仕団体の提供による「狂言教室」「ゆ
めコンサート」は児童に文化・芸術活動を学習し、理解を深めるよい機会となっている。

イ 教育課程外

音楽専科教諭によるブラスバンドやコーラス、リコーダー等に教育課程時間の他に、特
設クラブとして活動する場合がある。また、消防署の消防少年団や警察署の交通少年団、
ボーイスカウト等の活動での音楽・奉仕活動も継続されている。

ウ 外部機関との連携

外部のさまざまな団体から作品募集がある。「環境週間」「消防」「交通安全」「選挙」

等のポスター、書写展、短歌コンクール、発明作品展等がある。こうした場合、学校で指導したり、家庭で製作したりしたものを学校が取りまとめて応募しているのが現状である。学校に結果が知らされれば、校長が児童朝会で紹介したり担任が教室で紹介したりしている。

(2) 地域における文化芸術活動

全般的状況

葛飾区内では組織的な活動が広く行われている。子ども会などの育成団体、文化協会^(*14)を構成する地域文化団体、習い事などの文化教室、学校の文化活動やクラブ・部活動などを挙げることができる。このように区内には数多くの活動の機会が用意されており、実際に多くの子どもが参加している。地域社会の人間関係が希薄になり、地域活動への関心が低下しているなかで、これらの活動は貴重なものである。これを担う人々がいるからこそ、地域社会の暮らしが子どもの成長のために役立っているといえるだろう。

しかし、その一方で、子どもの文化芸術活動の現状に多くの問題のあることも否定できない。

一つには、もっとも基本的なところの問題として、子どもが参加したいと思っても参加することができなかつたり、活動の継続を断念しなければならなかつたりすることがある。

これを解決するための条件整備は、行政の課題である。豊かな時代になったといわれるなかで格差の問題が指摘されるようになってきている。子どもの文化芸術活動の分野においても家庭の経済的・文化的な格差の問題は見逃せない。

第一に経済的な格差の問題である。活動に参加したいと思つたり、活動を継続したいと願つたりしても、そのための費用の負担に絶えられなくて諦めなければならない子どもがいる。

第二に、これと連動する文化的な格差の問題がある。子どもの家庭環境によっては、そもそも文化芸術活動への動機づけがなされないことがある。文化芸術活動への関心の高い保護者に育てられる子どもは文化芸術活動に親しみをもつが、そうでない保護者の子どもは関心をもちにくい。その結果として、経済的な格差と連動した文化的な格差を世代的に継承することになる。

もう一つ、大人が提供する活動の機会への関心は高いとしても、それとは別に、子どもだけの活動への関心はそれほど高くないという問題をあげておく。少し時代をさかのぼれば、子どもは遊びを中心に、将来の文化芸術活動へとつながるような独自の活動を行っていた。生活環境の変化によって子どもの独自の活動は減少しているが、決して消滅したわけではない。大人のせっかちな価値判断を控えて、このような活動を支援することは、行政と住民にとっての課題である。

以上のように全般的な状況に続いて、それぞれの分野に即して現状と課題を述べておきたい。

青少年育成団体

青少年育成団体は、地域で子どもを育てるための貴重な財産である。葛飾区には、区内に広く組織される子ども会をはじめとして、さまざまな育成団体が活動している。また、自治町会などの住民組織も、子どものために数多くの事業を行っている。たとえば、ロードレース、盆踊り、和太鼓、ピオトープづくりなどの自然体験活動が挙げられる。葛西ばやしや大江戸舞祭^(*15)などの特定の地域の活動も注目される。若手産業人の会が企画する、若者のためのバンドフェスティバルのような子どもや若者の興味や関心に応える新しいタイプの活動も行われている。

しかし、育成団体や住民組織の活動は、いろいろな問題を抱えている。育成団体への聞き取り調査などによれば、保護者の依存的な姿勢、活動のための施設不足、広く知らせる手段がないこと、往復の安全確保の難しさなどである。これらの問題を解決するために、一つには、団体間の交流を今以上にすすめて、情報交換を行い、知恵を出し合い協力することが求められている。ただしこれには限界があるので、もう一つは、行政が、保護者への啓発、施設の充実、広報手段の確保、地域の安全確保などについて施策を講じる必要がある。

ところで、育成団体のなかでも、各地域に組織される子ども会（子ども会育成会）への期待はとりわけ大きいといえるだろう。子ども会は、自治町会や青少年育成地区委員会^(*16)などとのかかわりが深く、地域行事に参加することも多い。なかには、校庭にテントを張っての野外宿泊体験に取り組んだり、戦争中の疎開地訪問という注目される事業を行ったり、するところもある。

また、児童館とつながりのある子ども会も多い。土曜日に学校を使って茶道や英語教室を開催する子ども会もある。全区的組織の子ども会育成会連合会^(*17)では毎年の行事として、かつしか少年キャンプや子どもまつりなどを開催しており、年長のジュニアリーダーが活躍して子どもたちに成長モデルを伝えている点が注目される。

しかし、その一方で、子ども会の活動の活性化には幾つもの壁が存在することも否定できない。単位子ども会が独自に行う事業が少なかったり、大人の指導者不足のせいで活動そのものが成り立ちにくくなったりしているのである。これらの問題については、わざわざここで指摘するまでもなく、子ども会の関係者が考えていることであろう。ジュニアリーダーや大人たちの手によって今後の活動の展望がまとめられることを期待したい。また、それとあわせて行政が子ども会の重要性を再確認して、ジュニアリーダー養成プログラム^(*18)の改善など、その活性化のための提案をまとめることを望みたい。

地域文化団体、文化教室

葛飾区文化協会を構成する地域文化団体には、大人だけでなく、小・中学生も参加している。また、過半数の団体が、小・中学生のための教室の開催や、学校での指導の実績がある。伝統文化こども教室^(*19)事業についてもこれまで茶道団体、民謡団体によって茶道教

室、民謡教室が実施されている。

このように地域文化団体は、子どもが伝統文化に接して、そのことを通して地域社会に関心を向けるために大きな役割を果たしている。それを一層すすめるには、地域社会の担い手を育てるこのような活動に対して、行政は支援していく必要がある。具体的には、会場や用具の確保、そして保護者や学校の協力などについての条件整備が求められる。

子どもが文化芸術活動と接する身近な機会には、習い事などの文化教室がある。文化教室への参加状況に関する調査によれば、半数近くの保護者は条件が整備されれば子どもを参加させたいと思っている。行政施策の課題として、文化教室の実態を把握したり、公共性、公益性のある文化教室への支援策を講じたりすることが考えられる。

この他にも、子どもの参加する数多くの文化芸術団体が存在すると思われるが、その実態については十分に把握されているとはいえない。提言をまとめる過程で、個人や小グループの活動事例を調査する機会があった。例えば個人の家を開放しての「文庫活動」は、日本の都市形成が近代化する歴史の中で特筆すべき文化的活動であった。この文庫が区内にも現存し、地域の子どもの集う重要な拠点となっている事実を評価しなければならないだろう。

この限られた期間の作業からみても、区内のさまざまなところで多彩な文化芸術活動が行われていることが想像される。行政はまず施策の方針や枠組みを明確にし、それに即して実態を把握することから始めて、それを前提として、地域社会の担い手を育てる活動を積極的に支援していく必要がある。

行政施設の主催事業

葛飾区内の社会教育施設などの行政施設では、子どもを対象とした多彩な事業が行われている。

シンフォニーヒルズ及びリリオホールでは、絵画・打楽器・篠笛・大道芸・演劇などの教室や少年少女合唱団を行っている。郷土と天文の博物館では、天文関係の各種教室、江戸川野遊び道場、たんぼ倶楽部ジュニアなどの事業を行っている。各社会教育館では、チャング(太鼓)・ハンドベル・ストリートダンス・創作教室を行っている。各図書館では、ヤングアダルトコーナーなどの子どもや若者へのサービスを行っている。

これらの事業についても、他の文化芸術活動の場合と同じように、子どもの参画がすすんでいるか、まちづくりへと展開する見通しがあるか、子どもの経済的・文化的格差の問題に対応しているか、といった視点で検証し、事業の目的を明確にしていく必要がある。

わくわくチャレンジ広場(*20)

「わくわくチャレンジ広場」は本年6月までに全49小学校で実施された。その運営は地域住民によって構成される運営委員会が担っている。対象児童の登録者の割合(登録率)は72.7%となっている。対象学年は各運営委員会で決めており、全学年対象が4校、3年

生以上が1校、そのほかの44校は4年生以上となっている。対象学年を拡大していくことについてはスペースの問題や学年による授業の終了時間の違い、全学年を一緒に指導する上での配慮などの課題があるが、条件を整えながら対象学年の拡大に向けて検討していく必要がある。現在、1校平均30名のサポーターが役割分担により子どもたちの居場所として見守り中心の活動が行われている。野球や折り紙などサポーターの特技を生かした活動も行われているが、スポーツや文化芸術活動に興味や意欲を持つきっかけとなるような居場所とすることが課題となっている。

その場合には、学校教育とは性格の異なるこの事業の独自の役割を確認し、それにもとづいてすすめていく必要がある。この事業は、放課後の子どもが安全に遊べる場所を提供し、自由に遊び、学べるようにサポートするものである。かつて子どもは学校教育と地域社会という二つの分野で育っていたことを思い起こせば、学校教育とは目的も内容も異なる、独自の意味をもったものにしていかなければならない。全国の動向をみてもこの種の事業の方向性は必ずしも明確になっているわけではないので、葛飾区が先駆的なかたちで追及することに大きな意味があるといえる。具体的には、それぞれの広場のサポーターが交流し知恵を出し合う研修事業を充実させることによって、その方向を探り出し、明らかにしていくという方法が考えられる。

子どものスポーツ、文化芸術活動の推進のための方向性

1. 学校教育

学校教育は明治以降の近代化の中で、十分に社会に必要な組織としての役割を担ってきた。しかし、現在及び近い未来における多様な社会情勢や少子化といった状況の変化の中で、学校という機能の変容を求められている。

それは、一定の学習内容や体験を「教師が全てを賄い、教え込む」という立場から、学校が「多様な学習場面や活動を用意し、その体験を通して自らが生涯にわたって必要な生き方や価値を身につける」場になるということである。こうした立場から学校は教師がこれまでの考え方から一歩進めて、社会と融合しながら、地域の中で共に子どもを育て、育ち合うという意味で「共育」を考えていかななくてはならない。

そのためには学習指導要領に定められた学校教育の周辺の領域とより親密な活動を共有していくことが必要であり、それをコーディネートしていくのが教師の役割である。

地域人材の活用という観点からは、葛飾区では各学校の『特色ある教育活動/地域人材報償費』や全国的にも初めて導入した中学校の『部活動地域顧問指導者』といった制度があるが、こうした制度をさらに拡充させる必要がある。例えば、中・高校生に『奉仕活動が必修化』されるが、奉仕の中で、「小学生へのスポーツ活動の合同練習や指導補助」や「ブ

ラスバンドの共演、練習指導」といった活動には取り組めないだろうか。

(1) 体育・スポーツ

体育・スポーツに関しては小学校・中学校を見通し、「生涯にわたって豊かなスポーツライフ」を実践できる新たな枠組みを確立する必要がある。体育・スポーツ文化は選手育成を中心とする画一的な価値観でなく、[する doing][みる seeing][ささえる supporting]という一人一人が当事者になるという意識が育つことが必要である。そのためには、小学生の時期は特に「単一種目へのこだわり」「競技（チャンピオン）型の大会」中心の考え方ではなく、子どもの可能性を拡げ、多様な運動体験と挑戦する場を準備し、継続的にそうした機会を保障することができる環境を設定することが重要である。

学校教育はそうした意味でのひとつの入り口であるべきであり、個の運動経験や体力・資質に応じたスポーツライフへのガイド役を教員は務めなければならない。

地域の環境条件（場・指導者・機会）などの整備充実のために、各学校は常に情報収集し、学校教育と社会教育の共同的活動を進展させる意欲が必要である。

特に学校管理者は、教員の人的配置（人事構想）の中に確実に、学校と地域社会を融合させて活動できる体育人（体育・スポーツを通して文化を創造できる資質のある教員）を確保することは必須であろう。

(2) 文化芸術

学芸的行事や儀式等で児童がピアノを弾いたり、選抜された者が音楽を演奏したりする場面を見受ける。こうした活動に参画する児童は固定的になりがちである。また、こうした人材の選抜に関しては担任や専科教諭の都合で決められることも多い。役割を担う価値や名誉といった効果を学校経営上重要であると意識し、多彩な人材を多様な場面で活用させる意識が学校運営に必要である。

そのためには、学校は担任を中心にして子どもが行動したい、取り組んでみたいと願っている内容を教科指導の時間だけにとらわれず、観察の中から把握し、一人一人の児童が挑戦する機会を保護者と相談しながら必要に応じて提供することが必要である。

こうした活動には費用がかかるが、より専門的な学習に進むまでの体験する、挑戦する契機は学校教育の枠とその周辺の環境を整備すれば（例えば「わくチャレ」で）機会を提供することができるのではないだろうか。

また、教員の中には教科教育の専門以外にこうした活動を経験してきた者が多くいるはずであり、そうした経験を活かして相談役につくことは可能であろう。

(3) 学校という公共施設の可能性

学校という敷地・建物は、これまで長い間学校教育を実行するという考えにより、設置基準が設けられ維持されてきた。それでも、昭和の時代から児童・生徒が学習活動に

使用しない時間帯において、多用途に利用され近年は「学校開放」として地域の活動拠点として活用されている。

しかし、これからはその基準・考えを少し拡張させ、スポーツ・文化的活動をより豊かに展開させる場として再構築することが必要である。従来の「学校開放」の考え方をさらに改善を進めて学校施設が文字どおりすべての地域・住民に「開かれた学校」となるようにさらに検討していく必要がある。

例えば、高砂小学校の校庭が一部芝生化された。児童が心をほぐし、情緒的にも安定成長することが期待できる。そればかりかこの場所は保護者や地域の人々にも憩いの場所となるはずである。計画・工事・育成は学校と区が行ったがこの芝生をどのように維持し、利用するかを考えたとき、保護者や地域の方々による芝生管理への参加は必要である。このように学校と地域社会とが一体となって学校施設を維持していくことに可能性を感じる。

2 . 地域スポーツ活動

(1) 「みんなのスポーツ」、一人一人にとっての豊かなスポーツを広める基礎としての子どもスポーツ活動

生涯スポーツ時代のスポーツは、文字どおり0歳から100歳まで、男も女も、子どもも高齢者も、それぞれが個性豊かに自分の年齢や生活の実際に即しながらスポーツに参加していくことでもある。それは同時にスポーツの楽しみ方もやり方もそれぞれの好みであり、競技・競争、遊びや健康・体力づくり、美容、社交、いきがいとしてのスポーツなど、多様なスポーツの楽しみ方、やり方を認めていくことでもある。またスポーツには「するスポーツ」もあれば「見るスポーツ」「支えるスポーツ」もある。

したがって子ども時代の経験が大人になっても持続できるような「区民一人、一スポーツ」の一環としてとらえていくことが重要であろう。

(2) 「いつでも、どこでも、だれもがスポーツを楽しむ」ことのできるスポーツ条件整備
生涯スポーツを「いつでも、どこでも、だれもが、実際生活に即してスポーツを楽しむ」ことととらえると、区民が気軽にスポーツに接し、安心してスポーツを楽しむためには先ずは区民の生命と暮らしを豊かにし、充実した生活空間が確保されることである。スポーツについていえば身近なところに遊びやスポーツの施設があることである。

区全体の広域圏ではスポーツセンターだけでなく野外施設や河川敷の多目的スポーツ施設の拡充、堰堤・川沿いの散歩道・ウォーキング・ジョギング・サイクリングロードなどの整備・充実が必要であるが、地域にねざしたスポーツ活動の拠点として葛飾区のこれまでの歴史的・地理的条件を考慮しつつ、たとえば中学校区程度の広がり地域性をもつ7ブロックや地区センター管内を基準にした19地区に分け、それぞれの住区での日常的・

恒常的な生涯スポーツ活動の推進を図るための拠点となる施設や区民のためのスポーツの場や機会の充実を図る。特に、小・中学校の学校体育施設の地域への全面開放と学校教育と社会教育が融合した「学社融合」が積極的に進むよう具体的な検討がなされなければならない。近年、健康づくりとして水中での運動の人气が高まっていることから、理想的には身近に常時泳げる温水プールが配置されていることが望ましい。

さらに今後の課題としてはスポーツ専用施設以外の公共施設との関連や複合施設との連携の可能性の追求である。生涯スポーツ時代を迎えてスポーツの楽しみ方ややり方が変わって来ることが予測されるが、これまでのように男は男だけあるいは女は女だけ、大人と子どもは別々といったやり方ではなく、時には男も女も、場合によっては大人も子どもも一緒にスポーツを楽しむというファミリー・スポーツが重要になってくるが、これはプログラムだけでなく施設のあり様も変化せざるをえない。同時にスポーツを楽しむ者と文化・学習などを楽しむ者がまったく別の施設で過ごすよりも同じ建物や施設内でそれぞれの活動を行ったり、あるいは福祉・保健・文化施設でスポーツやレクリエーション的な活動を展開したりすることも大いにありうる。こうした意味でスポーツ関連施設の広がりや連携も十分に考えていくことが必要である。

(3) 少年スポーツ活動のボランティアの養成

これまで地域には少年スポーツ活動などにボランティアとして参加している多くの指導者がいる。今後はこれまでの実績や経験に加えてさらに地域に根ざしたスポーツ活動を推進していくための多様な子どもスポーツ指導者の育成に努める必要がある。特に学校開放や地域のスポーツクラブ・グループをとりまとめていく世話役タイプの地域子どもスポーツ指導者、クラブ・チームの自立・自治をにない、行政や他団体との協力・共同を進めることのできるオルガナイザー、コーディネイター、あるいはマネージャーとしての子どもスポーツ指導者など、「求められる地域子どもスポーツ指導者像」を明らかにしながらその量と質の向上に取り組むことが重要である。

(4) 受け皿としての地域に根ざす子どもスポーツクラブ・グループづくりを

スポーツ少年団やさまざまなタイプの子どもスポーツのクラブ・グループづくりを考えることが求められている。地域で息の長いスポーツ活動を続けていくためには身近なところでスポーツを一緒に楽しむ仲間・クラブづくりが大事である。それはスポーツ技術のレベルやスポーツをする時間帯、スポーツの目的などのちがいもさることながら、地域で共にスポーツを楽しむという共通の目的で一致する仲間とスポーツの集団(クラブやチーム、グループ、同好会など)を組織していくことである。多様な組織形態、多様な活動スタイルで展開される自主的な子どもスポーツ集団づくりを支援する行政サービスのあり様も多角的でなければならない。

こうした地域に根ざすスポーツクラブの一つとして、子どもも大人も、男も女も、高齢

者も障害者も、みんながスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの設立準備のために委員会を起し、できるところからブロックで一つもしくは各地区でモデル事業を推進し、典型的事例を検討していくことも重要である。

(5) 多様なスポーツクラブの交流と異質共同型のネットワークをめざして

これからの区民・子どものスポーツ活動は多様なライフスタイルや価値観によってさまざまなスポーツの組織形態が予測される。しかし大事なことは区内のスポーツの一元的な組織化ではなく異質共同型のスポーツネットワークをイメージしながら、必要に応じて区内のさまざまなスポーツ集団・団体が協力・共同する体制を用意していくことである。そのためにはすでに葛飾区において先進的に活動してきた体育指導委員協議会(*21)および体育協会とその傘下の各競技団体・連盟、学校開放を利用している登録団体等を中心に各ブロック、地域毎にできるところから連絡協議会(〇〇地域スポーツ振興協会など)を組織し、周囲によびかけながら、つねに開かれた組織として活動を進めていくことである。

(6) 「総合型地域スポーツクラブ」の創設

区内の大半のスポーツクラブは単一種目でかつメンバーも30人以下の小規模のクラブであり、また性別・年齢階層別に分かれている。そのために継続性という点では問題があり、地域に根ざすことが難しい。練習や試合の拠点となるスポーツ施設も競合するために定期的・計画的な活動を行う上でも支障をきたすことも多かった。このような状況を考慮しながら、さらに地域での子どもから大人まで、男女共に、初心者も上手な人も、高齢者や障害者もふくめてみんなと一緒にクラブライフを楽しむことのできる地域スポーツクラブをつくることは、今後の葛飾区における地域スポーツ活動のあり方に大きな影響を与えることであろう。2000年文部科学省による「スポーツ振興基本計画」においても、生涯スポーツ・地域スポーツ振興策の重点としてすべての区市町村に一つ以上の総合型地域スポーツクラブの設立が目標として掲げられている。生涯スポーツ時代の新しい地域スポーツクラブのあり方として葛飾区でもできるところから取り組んでみたい。

「総合型地域スポーツクラブ」の特徴としては、以下のことがあげられる。

青少年から高齢者・障害者まで、初心者からトップアスリートまで、様々な年齢、技能の保有者が活動できる。

単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を行うことができる。

活動の拠点となるスポーツ施設やクラブハウスを有し、定期的・計画的なスポーツ活動をすることができる。

質の高いスポーツ指導者を配置し、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導を行うことができる。

運営や事業企画を住民自らがいき、自主性・自立性を活かしたクラブ運営がなされている。

このような特徴をもつ総合型地域スポーツクラブもすでにモデル事業として指定されて取り組んだいくつかの先進事例を見てみると結果として行政主導であったり、モデル事業が終わった時点で会費徴収が行われると会員数の減少が見られたり、本来の地域スポーツクラブの自主性・自立性が十分に育ちきれていない面もある。したがって葛飾区での取り組みの際には地域の人々の十分な理解と自己決定が必要である。地域のことは地域の人たちで決めていくのだという「住民自治」と「クラブ自治」を尊重しながら、ブロック毎にスタートできるところから実践していく。また拠点施設の確保やクラブハウスの確保などには「学校開放」や「空き教室」の利用等もふくめて行政の側の理解と具体的な支援も必要となろう。

こうした取り組みの中心にはそれぞれの地域の体育指導委員、クラブ代表、スポーツ指導員、その他関連の地域諸組織・団体の役員、それになによりも地域のスポーツ愛好者の声が十分に反映されるような運営システムを考慮する必要があり、スタートまでに地域での十分な話し合いの場を確保する必要がある。この際に特に留意したい点は、「学校五日制」の完全実施や少子化の進行の中で小・中学校の部活動を中心にした子どもたちの遊び・スポーツ活動を地域でどのように保障していくのかという視点からの、児童・生徒たちのスポーツ活動の受け皿としての「総合型地域スポーツクラブ」の十分なる検討と対応である。これまでの「学社連携」をさらに一歩進めて「学社融合」という視点からも十分に検討してみる価値があるであろう。

(7) 自然とふれあうスポーツ活動のために

21世紀のスポーツの課題は、失われていく自然や生活環境・地域共同体意識の希薄化の中でスポーツを通して自然とのふれあいや環境にやさしいスポーツのあり方が求められている。昔から貴重な自然環境を残している葛飾区ではこれからもこうした自然を大切に守り育て、環境にやさしいスポーツを推進していくことが重要である。

特に身近な所での区民の散歩やウォーキング、ジョギング、サイクリングなど自然とのふれあいを実感できる場の確保は重要である。また荒川、江戸川、中川をはじめとする区内を流れる河川の水質汚染の浄化、河川敷の整備・保護などを通じて区民の憩いの場と自然とのふれあう環境の保持に努めていくことが必要であろう。

(8) スポーツを通しての国際交流、多文化共生の発展のために

区内に住んでいる外国人や在日二世、三世などの方々ととのスポーツ交流や一時的に区内を訪れる外国人とスポーツを通じての国際交流、国際理解を深めることはグローバル化の時代の新たなスポーツの役割であろう。今後、一層スポーツを通して国際交流、多文化共生を進めていくことが求められよう。

(9) 障害のある子どもたちへの積極的なスポーツ・遊び・運動の機会の充実・発展と心

ふれあうまちづくりへの貢献をめざして

これまで区では「ポニースクールかつしか」などの活動を通じて心身に障害のある子どもたちのスポーツ・運動を支援してきた。今後さらにこうした障害児のためのスポーツ施設・機会の提供に努め、同時にボランティアの育成・支援活動を行い、だれでもが心やさしく、人間的なふれあいのあるまちづくりにスポーツを通して貢献することが期待される。そのためにもいっそう地域のすべてのスポーツ愛好者・クラブ・団体の協力と共同のネットワークを広げていく必要がある。

3 . 文化芸術活動

(1) 総合的な施策を

子どもにとっての文化芸術活動は、地域社会の暮らしを基盤としたものである。その意味で子どもの生活の全体とかがかわる活動といえるだろう。そうであるとすれば、個別の担当部局がそれぞれに施策をすすめるだけでなく、子どもが地域社会の担い手へと成長していくための活動と捉えて、それを支援する総合的な施策を追求しなければならない。

総合的な施策のためには行政の仕組みを改善する必要があるが、それは行政だけで可能なことだとは考えられない。住民である大人と子どもが行政施策にかかわるように工夫する必要がある。それを行政の側からみれば、住民と対話しながら施策をすすめるということである。

これは必ずしも容易なことではないだろうが、最近の社会状況の変化にともなう行政に求められる課題について考えれば、避けることのできない方向であるといえるだろう。

たとえば、全国的な動向をみると、子育てグループの母親たちは、自分たちの集団の組み方や行政との協力の仕方について、柔軟な方法で活動するようになっている。行政に対しても、従来の要求型とはちがって提案型の活動を展開している。乳幼児は数年のうちに本提言の対象である小学生へと成長することを考えると、子育てグループの母親たちは近い将来、青少年育成活動をはじめとする地域活動の担い手となることが期待される。このような新しい世代のことを想定すれば、ここで述べたような行政施策の方向性にも可能性がある。

もう一つ、総合的な施策の必要とかがかわる課題を指摘しておきたい。それは、文化芸術活動への参加が困難な家庭や地域の子どものための支援についてである。

天才的な才能をもつ子どもは、たとえ厳しい環境にあったとしてもその天分を育てていくだろうが、彼らはごく少数である。その他の多くの子どもたちの場合、経済的・文化的な格差が大きく影響する。また、経済的・文化的な格差が世代的に継承され、固定化されていけば、社会の活力そのものが失われるおそれがある。これは地域社会のレベルではとりわけ切実な問題であり、地方自治体が取り組むべき重要な課題といえるだろう。ただし、このような問題の解決は教育行政だけで可能なことでもないし、短期的な行政施策によっ

て達成可能なことでもないだろう。そうであるとすれば、本提言で指摘した各分野における行政と住民によるこの課題への対応に期待しつつ、行政による長期的な地域づくりの視点からの取り組みに期待したい。

(2) 大人の文化芸術活動の振興を

子どものための文化芸術活動の振興には、大人の文化芸術活動の振興が前提である。大人が文化芸術活動に無関心なままでいて、子どもの活動だけを盛んにするには無理がある。それにもかかわらず、現実には大人の文化芸術活動の振興と子どもの文化芸術活動の振興を別のものとみて、子どもの活動の振興だけを考える場合も少なくないのではないだろうか。このような傾向は青少年育成活動一般についてもありがちなことである。その結果として、大人の期待が十分に実現しなかったり、自分の足元をみない大人の姿に接した子どもが活動に愛想尽かしをしたりするのは残念なことである。その一方で、大人が楽しそうに活動する姿に接した子どもは、その姿に魅せられて積極的に活動に参加するようになるのではないだろうか。

この点について一例を挙げれば、葛飾区基本計画にもとづいて策定された「葛飾区前期実施計画」には、「かつしかARTブランド化計画」(*22)及び「多文化共生社会実現プロジェクト」(*23)という事業が示されており、このような事業と合わせて子どものための文化芸術活動の振興をすすめる必要がある。

(3) 子どもの参画による文化芸術活動の振興を

子どもにとっての文化芸術活動を振興するために、その第一歩として、子どもの参画のモデル事業を実施することを提案したい。

子どもの参画は、最近使われるようになったことばだが、必ずしも新しい考え方というわけでもない。ほんの少し時代をさかのぼれば、地域の年中行事や祭りにおいて特定のプログラムを、十代半ばの年長者のリーダーシップのもとで子どもたちは協力して担ってきた事実を確認することができる。このような歴史を振り返ると、今日の子どもは常に大人に世話を焼かれているという、実に不自然な生活をおくっているといえるのかもしれない。自分で考え、決断し、行動するという経験は、子どもの成長にとって不可欠のものである。そのような経験の機会が失われたのは、子どもにとって生存の危機といえるほど不幸なことであるといえるのではないだろうか。

そればかりではない。子どもの力ということばがある。無力にみえる子どもが実のところ大人の固定観念を問い直し、大人を動かす力をもっているという意味である。実際、子どもの面倒をみる必要から地域活動にかかわるようになった大人の姿はめずらしくないし、子どもの安全を心配した活動がきっかけとなってまちづくりの活動へと向かう大人の姿もみられる。このように考えれば、子どもの参画は、大人の地域活動をすすめることにもなるわけである。

なお、子どもの参画をすすめるには、大人が子どもの活動の「舞台」を設定することが基本である。大人が負うべき責任について明確にするとともに、それを子どもに提示した上で、子どもの主体的な活動を保証するのである。このように考えれば、大人の見識の程度によって子どもの活動が左右されるということも理解されるだろう。大人は自分の見識の程度をよく承知しておかなければならない。

モデル事業の実施には、児童館や社会教育館における子ども対象事業、子ども会のジュニアリーダー養成事業などが、その候補として考えられる。それだけでなく、青少年育成団体や、わくわくチャレンジ広場においても実施されることが期待される。

モデル事業の成果は、広報メディアや全区的な事業の機会などによって広く区民に伝える必要がある。広く区民に伝えることを通して、子どもの参画をお題目に終わらせないで、将来の葛飾区を担う子どもたちを育てる活動に広げていくことが期待されるのである。

むすびに代えて

この提言では、子どものスポーツ、文化芸術活動を振興するにあたっての基本的な考え方や方策について述べてきた。しかし次の方策については子どものスポーツ、文化芸術活動を振興するために特に重要なものであり、さまざまな解決すべき課題も想定されるが、より一層重視して積極的な取組を期待したい。

(1) 総合型地域スポーツクラブの設立に向けて

区の計画では、総合型地域スポーツクラブを全体で7箇所設立予定である。

スポーツクラブは、子どもにとっても地域の大人と交流しながらスポーツのみならず、文化活動を行える場となるものである。地域の大人のまなざしの中で子どもたちが活動できる環境は、次代の地域を担う子どもの育成、ならびにまちづくりにもつながるものであり、総合型地域スポーツクラブの設立に大いに期待したい。

活動の拠点となる施設の確保、運営ならびに技術指導者の確保、さらには地域住民の意識などの課題があるが、設立に向けた準備過程そのものが地域での対話・交流を深め、やがてこうした経験がまちづくり・地域づくりにつながっていくものであり、その実現のために行政の十分な支援を期待したい。

加えて総合型地域スポーツクラブの設立と合わせて、中学校学区域程度にスポーツ・文化活動を行うゆるやかな住民・団体等の連絡・協議のためのネットワークあるいは団体・組織を設けていくことも、子どもの地域スポーツ・文化活動の振興にとって重要である。

(2) わくわくチャレンジ広場でさまざまな体験活動を

子どもたちが安心して自由に仲間と遊んだり、地域の大人と交流したりするとともに、

サポーターの特技を生かした野球などのスポーツ活動や手芸などの活動が行われてきた。

今後はこれまでの活動に加え、スポーツや文化活動などさまざまな体験活動、地域住民との交流活動などの取組を充実していくべきであろう。特に特定の種目を行う地域のクラブ活動とは異なり、子どもの興味・関心、あるいは意欲により、さまざまな種目、分野のスポーツ、文化活動を体験できる場とすることが可能である。

例えばある時期にはサッカーを、次は野球、ドッジボールをと、あるいは祭りの時期には祭り太鼓の練習を行い、地域の盆踊りに参加するなど、さまざまな種目を地域の指導者の支援により楽しむことができる。指導者も一定期間であれば、協力できる方もいるであろう。さらには外部指導者の方に登録してもらい、要望によりわくチャレへ派遣するシステムもよいのではないだろうか。

今後、各学校でのわくチャレの特性を生かしつつ、さまざまな可能性を追求していくことを期待したい。

(3) 地域ごとの「居場所づくり」事業の推進と協力体制の確立を

区の「公共施設見直し推進計画」においては、地区センター・社会教育館・集会所・敬老館等、従来の公共施設を再編成・再統合した「(仮称)交流・活動センター」を、区民の学習や団体・サークル活動、自治町会活動等、多様な生涯学習・地域活動を幅広く支援することを目的にした新たな拠点と位置づけている。

この「(仮称)交流・活動センター」において、現在社会教育館等で実施している青少年の居場所づくり事業を地域(施設)ごとに実施し、子どもが主人公となるスポーツ・レクリエーション、ダンスや音楽活動など、さまざまなスポーツ・文化的な活動に取り組んではどうだろうか。その際、具体的な事業等の企画・運営は行政の支援のもとに地域のNPO団体を含む社会教育関係団体、地域住民等で構成される「(仮称)交流・活動センター企画運営委員会」などによる積極的な「住民参加・住民参画」によって進められることが重要であろう。地域の子どもの「居場所づくり」をより多くの区民が主体的に参画・運営することによりこれらの活動が住民主体のまちづくり・地域づくりに結びついていくことを期待したい。

とりあえずは地域・校区内の子どもにかかわるすべての団体・組織および学校などの代表者などによるゆるやかな連絡・交流の場をつくることが期待される。そこではできるところから地域・校区内の子どもの文化・スポーツ活動の施設や遊び場・たまり場などを地図に落としこみながら「地域・校区子ども地図」を作成したりする。あるいは各団体・学校等の年間の事業・行事予定を出し合い、可能な限り「折り合い」をつけながら、そこでまとまったものを「地域・校区子どもカレンダー」などとして作成し、毎年度はじめに各家庭・団体・学校等に配布することにより地域の子どもの関心の高まり、同時に子どもだけでなく大人をふくめた地域の安全・安心確保などへの協力・共同の第一歩が具体的に進められていくことが重要である。

(4) 小学校の体育、クラブ・部活動の充実を図るために

社会の変化が進む中で、公教育の改革が求められている。幼・保・小の連携や小中一貫教育の必要性が指摘され、すでに実現化が始まっている。近未来的には就学年齢の若年化や小学校での教科担任制の導入が課題となってくる。

義務教育期間の中でも、多様さを維持し、自己実現を成就し、自他の違いを感得することで、人は生涯に渡って人生の主體的行為者として「する」「みる」「ささえる」という視点から当事者意識をもって生きることが必要である。

そのために、教科教育及びその関連領域に留まらず、小学校学齢期にスポーツ・文化活動が体験できるよう活性化することは必要である。

東京都の小学校では他県等に先駆け音楽・図工科において専科制が敷かれている。近隣の県では年間行事に組み込まれていない「学芸会」や「展覧会」といった児童の学習発表の機会がある。行事を通して、児童は一人一人のもつ様々な能力を開花させ、個性を伸張させることはよく指摘される。こうしたことを、年間行事の中で期間を限って公開する「展覧会」や「音楽会」「学芸会」に固定せず、文化・芸術活動に関連する催し物を常時陳列する空間を学校の中に設けることはできないだろうか。

現状では、作品を学級ごとに展示しているだけであるが、テーマや季節に関わる内容で常設ギャラリーが地域の人々に触れやすい玄関付近に置かれるとよい。

また、現在でも堀切のこけし通りや末広商店街で行われているが、学校での児童の作品を地域の掲示板、商店のショーウィンドーに常時展示することなどを通じて発表の場とすることができる。水元公園での子どもまつりや菖蒲まつりに子どもたちが太鼓や管弦楽を披露したりすることが現在も行われているが、学校という施設にとどまらず天候に左右されない、商店街のアーケードや地区センターなどの人通りのある場所で演奏会が応募型で定期的に行われる催しを実現できるとよい。

こうした行事や能動的活動を児童の多様な個性伸長、自己実現の場と捉え、学校教育活動以外の地域での子どもの活動を紹介する場とし充実させることは、さらに開かれた学校を実現することに通じる。

学校教育自体も教育改革の流れの中で、「小1プロブレム」や「小中一貫教育」「健康・体力の充実」に具体的に対応するという観点から小学校高学年での教科担任制^(*)24)の導入でより専門性の高い教育内容の提供、体育科での専科制の導入で学校教育全体を見通した健康・体力づくりを積極的に進める時期が迫っているのではと考える。

そして、こうした環境を創出するためには、指導する教員の異動に影響が出ないようにするための外部指導者の導入や備品（楽器）の共有化を含む必要な活動用器材の確保、多様な活動を保証するための空間の充実させるために校舎の建て替え時に区民と共用できる学校複合型施設（多目的ホール・ミーティングルーム・シャワー設備の整ったクラブハウス・温水プール等）の十分な検討が将来的には必要である。

用語解説

* 1 スポーツのやり過ぎと早期専門化の問題 P 2

幼いころから技術を身につけさせようと単一の種目だけを行うことは、動きの習得という点から問題が指摘されている。単一のスポーツだけだと経験する基本動作が限られてくる。またスポーツ障害に悩まされるなどのケースもあり、スポーツからドロップアウトして運動嫌いの引き金になることもある。高い競技力を持ったスポーツ選手の多くは、子どものころいろいろな遊び、運動をしていたといわれる。子どものころからいろいろな遊びやスポーツを経験することが、最終的に競技力向上にもつながるという考え方が浸透しつつある。

国のスポーツ振興基本計画においても、児童生徒の運動部活動の改善としてスポーツ障害予防のため練習日数や時間の適切な設定、学校や地域実態等に応じ土・日などを休養日とすることなどをあげている。

* 2 運動のアナログン P 5

アナログン (analogon) とは、ギリシャ語の類似物、類似体の意味。運動のアナログンは、動きの発生や構造から似たコツを持つ、あるまとまりを持った動きの形 (類似の動きの例) を意味する言葉として用いられる。人間が覚え、身につける数多くの動きも、はじめは基本的な原型から少しずつ動き方が変形して他の動きと区別され、名前のついたまとまった運動となる。例えば幼児期の跳ぶという運動は、いろいろな状況の中で変化させることにより、幅跳びと高跳びに分化、発展していく。運動学習では、類似している運動をまとめて学習させると、運動経験の拡大や学習転移が容易に効果的に行われる。このような学習法は、系統的・段階的学習として体育の授業やトレーニングの中で一般的に行われる。

* 3 早寝早起き朝ごはん運動 P 5

子どもの学習意欲や体力、気力の低下は、家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと関係があるとして、文部科学省が推進する生活リズムを向上させるための国民運動プロジェクトのこと。

近年、子どもも夜型の生活を過ごすことが増え、夜更かし、朝寝坊、朝食抜きの悪循環に陥るケースが増えている。その結果、睡眠不足や空腹で授業に集中できない子ども達が目立つようになった。そのため、子どもの望ましい基本的な生活習慣を、家庭と地域全体で醸成することを目的にしている。

特に、朝食に関しては、平成17年に施行された食育基本法により重要性が一段と高まっている。

* 4 食育 P 5

国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じ健全で安心な食生活を実現できるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するために必要な情報提供や地域における実践活動等を行う「食育」を推進することが重要となっている。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加が見られる。成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたって重要である。平成17年7月に食育基本法が施行され、特に子どもたちに対する食育を重視しており、学校における食育の推進が求められている。

*** 5 小学校教育研究会体育科部** P 6

葛飾区立小学校の教職員（約1,100名）で組織された22の研究部会の一つ。小学校教育研究会は区教育委員会の後援を得て、教育内容の向上のために研究・研修活動を行うと共に、連合行事（水泳記録会・連合音楽会・連合展・書写展等）の運営を行っている。

体育科部は「小学校体育連盟」として葛飾区体育協会に加盟し（中学校も同様）、児童のスポーツ活動の指導や教職員スポーツ活動を運営している。

*** 6 葛飾区小学校体育科達成課題30** P 6

ここ数次の学習指導要領〈体育科〉の改訂に深く関わっている高橋健夫教授（筑波大学副学長）は「小学生が身につけるべき運動課題（20項目）」を提案している。〈いわゆるミニマム〉

葛飾区小学校教育研究会体育科部では、平成17年度にこれを基盤に、独自に態度面や区の状況から要望される内容を織り込み30項目に拡大し、現在実証的検証に取り組んでいる。他地域（例えば山口県の小学校教育研究会）からもその成果を評価する連絡を受けている。

（「達成課題30」は、28・29ページに掲載）

*** 7 小1プロブレム** P 6

小学校に入学したばかりの一年生が、授業中に歩き回ったり、話を聞かなかったりなど、集団行動が取れない状態が続くこと。これまでは1ヶ月ほどで落ち着くといわれていたが、これが継続して起こり「学級崩壊」へ発展するケースが増えている。

原因は、小さいときからテレビなどの刺激になれた子どもが学校の授業に拒否反応を示したり、家庭で自由に振舞っていたのが自分の思い通りに出来なくなったりしたことに対する反発などが考えられている。「1年生では問題行動が多くても、2年生になるとすっかり落ち着つく」という小学校現場の声も多い。いずれにしても就学前の幼児教育が改めて注目を集めている。

*** 8 クラスサポーター** P 7

「小1プロブレム」の解決を図るため学校長の要請に応じて、教育委員会が担任教師をサポートする「クラスサポーター」を小学1年生のクラスへ派遣する。学習から生活まで幅広い面でのサポートをする。具体的なサポーターの仕事の一つは、授業が始まって席に戻らない児童を担任に代わって連れ戻したり、個別に声かけをしたりして、授業に集中させるようにすることである。

葛飾区の小学生が6年生までに
達成したい運動／健康課題

項II	運動・健康課題	段階	発達段階に応じた達成課題（◎は重点学年）
1	50mをスピードを落とさずに、走ることができる。	低学年	まっすぐ力いっぱい最後まで走る。（30m程度）
		中学年	◎脳を前後に大きく振り、まっすぐ前を見て最後まで走る。
		高学年	低い姿勢からスタートし、スピードを全力で走りきる。
2	ハードルをリズムカルにまたぎ越して走ることができる。	低学年	ケンパー跳びや箱を使った跳び越え遊びをする。
		中学年	小型ハードルをまたぎこしてリズムカルに走る。
		高学年	◎ハードルのまたぎこし方を理解し、3歩のリズムで走る。
3	15m位の助走をして遠くへ跳ぶことができる。（自分の50m走の記録を基準に）	低学年	数歩の助走で川跳び遊びをする。
		中学年	リズムに乗った助走から調子よく踏み切って遠くへ跳ぶ。
		高学年	◎助走のスピードを生かし足の裏全体で強く踏み切る。
4	7歩の助走をして、高く跳ぶことができる。（自分の50m走と身長を基準にして）	低学年	いろいろな跳び方でゴム跳び遊びをする。
		中学年	リズムに乗った助走から片足で踏み切って高く跳ぶ。
		高学年	◎7歩の助走から足の裏全体で強く踏み切り高く跳ぶ。
5	1000m位の長い距離を同じペースで続けて走ることができる。	低学年	友だちと一緒に2分程度続けて走る。
		中学年	同じペースで3～4分程度続けて走る。
		高学年	◎自分の体力にあったペースで5～6分程度続けて走る。
6	ソフトボールを遠くに投げることができる。（1号球男子20m、女子15m）	低学年	テニスボールを頭の上を通して片手で投げる。
		中学年	ソフトボールを投げる手と反対の足を前に出して投げる
		高学年	◎ソフトボールを手首のスナップを使って投げる。
7	いろいろなボールでキャッチボールができる。（10mくらい離れたところ）	低学年	カラーボールを5m程度先の的に当てる。
		中学年	◎テニスボールで7～8m先の友だちとキャッチボールをする。
		高学年	ソフトボールでグローブを使ってキャッチボールをする。
8	ねらったところに思いきりボールを蹴ることができる。	低学年	ボールをまっすぐ蹴って5m程度先の的に向かってボールを蹴る
		中学年	ねらったところに向かってボールを蹴る。
		高学年	◎ゴールに向かって強くシュートをする。
9	登り棒で上まで登ることができる。	低学年	◎登り棒にいろいろな姿勢で10秒程度ぶら下がる。
		中学年	1本の登り棒を手足を使って上まで登る。
		高学年	1本の登り棒を上腕を使って上まで登る。
10	雲梯で身体を振って端から端まで渡ることができる。	低学年	◎両手でしっかりと握り、10秒程度ぶら下がる。
		中学年	片手を話して友だちとじゃんけんをする。
		高学年	体を大きく振って、端まで行く。
11	平均台の上をリズムカルに歩いて渡ることができる。	低学年	◎平均台を落ちないで歩く。
		中学年	平均台の上をリズムカルに歩く。
		高学年	グループの友だちと台上で落ちずに並べ替えをする。
12	短縄で、二重跳びを5回続けてできる。	低学年	1回せん1跳躍の両足跳びを10回以上続ける。
		中学年	◎二重跳びをする。
		高学年	連続二重跳びをする。
13	長縄跳びで、外から入って5回跳んで外に出ることができる。	低学年	長縄で回旋跳びをする。
		中学年	◎長縄で連続回旋跳びをする。
		高学年	長縄で連続回旋跳びを長く続ける。
14	4段の跳び箱（縦置き）で、両足で踏み切り、着手して開脚跳びができる。	低学年	友だちと出跳びをし支持でまたぎ乗り、またぎ下りをする。
		中学年	◎両足で踏み切って支持でまたぎ越しをする。
		高学年	足の裏全体で踏み切りをし、跳び箱の前の方に着手して突き放す。
15	マットで、前転や後転をして立ち上がることができる。	低学年	いろいろな方向へころがる。（ゆりかごや前・後ろなど）
		中学年	◎足をそろえて前転・後転をして立ち上がる。
		高学年	大きな動作で前転・後転をして立ち上がる。

1 6	立位から壁倒立をして5秒間姿勢を保てる。	低学年 中学年 高学年	かえる足打ち、壁登り逆立ちなどをする。 首倒立、頭倒立、壁倒立などをする。 ◎立位から壁倒立、補助倒立(補助をして)をする。
1 7	鉄棒で逆上がりができる。	低学年 中学年 高学年	鉄棒を使って振ったり、回ったりする。 ◎鉄棒を使って振ったり、上がった、回ったりする。 後方支持回転をする。
1 8	クロール・平泳ぎで25mを泳ぐことができる。	低学年 中学年 高学年	水に顔をつけたり、ふしうきをする。 正しい姿勢でバタ足・かえる足をする。 ◎正しい呼吸のクロール・平泳ぎで25m泳ぐ。
1 9	音楽のリズムに乗って全身を使って踊ることができる。	低学年 中学年 高学年	リズムに合わせて手を打ったり、飛び跳ねたりする。 ◎リズムに合わせて全身を動かしたり、友だちと合わせたりする。 曲の調子に合わせて、強弱をつけたり、メリハリをつけたりする。
2 0	運動に応じて、適切な準備運動・整理運動ができる。	低学年 中学年 高学年	教師の指示にあわせて、準備運動や整理運動をする。 使う部位に応じた準備運動の仕方を理解して行う。 ◎運動に応じた適切な準備運動・整理運動を行う。
2 1	ルールを守って、ゲームを進めたり、審判を交互にしたりできる。	低学年 中学年 高学年	みんなで決めた約束を守り、勝敗を素直に認める。 つくった規則を守り、審判の判定を素直に認める。 ◎ルールやマナーを守り、交互に審判をしてゲームを進める。
2 2	学習を進めるとき、協力しあい、安全に配慮して活動することができる。	低学年 中学年 高学年	用具の安全を確かめ、順番やきまりを守って運動する。 ◎用具や場の安全を確かめ、協力して運動する。 自他の体の状態や場の安全に配慮し、協力して運動する。
2 3	自分のめあてをもち、活動を工夫することができる。	低学年 中学年 高学年	競争や運動の仕方を知り、楽しくなるような工夫をする。 競争や運動の仕方のめあてをもち、活動や場を工夫する。 ◎自己の能力に適しためあてをもち、課題解決の仕方を工夫する。
2 4	自分や友達のよさを見つけ、伝え合うことができる。	低学年 中学年 高学年	友達ががんばっていることを見つける。 ◎自分や友達のよさを見つけ、伝え合う。 自分やチームのよさや課題を見つけ、伝え合う。
2 5	勝敗の決め方や記録のとり方を知って、学習を進められる。	低学年 中学年 高学年	競争や運動の仕方を知り、がんばったことや学習の感想を書く。 競争や運動の仕方を知り、めあてや振り返りを書く。 ◎競争や運動の仕方を知り、めあてや振り返り、記録などを書く。
2 6	睡眠時間の確保や食事のバランスを守ることの必要性を知り、実行しようとする。	低学年 中学年 高学年	よく寝て、食事の好き嫌いをしないことが大事だと知る。 ◎十分な睡眠時間や食事が健康に必要なことを知り、実行しようとする。 睡眠時間の確保やバランスのよい食事ができるように実行する。
2 7	身体を動かすことが、大切であることを知り、毎日運動する。	低学年 中学年 高学年	元気に外遊びをすることが大事だと知る。 ◎身体を動かすことが健康によいことを知り、運動する。 身体を動かすことが健康によいことを知り、継続して運動する。
2 8	家族と健康・体力やスポーツ・体育について話し合える。	低学年 中学年 高学年	外で遊んだことを家族に話す。 運動遊びや体育のことを家族と話し合う。 ◎健康やスポーツ・体育について家族と話し合う。
2 9	定期的に家族でスポーツ・体育的活動を行う。	低学年 中学年 高学年	家族で運動遊びを行う。 ◎家族でスポーツ・体育的活動を行う。 家族で誘い合って、スポーツ・体育的活動を行う。
3 0	ラジオ体操第1をみんなと一緒にできる。	低学年 中学年 高学年	ラジオ体操第1の示範を見ながら行う。 ◎ラジオ体操第1をみんなと一緒に行う。 ラジオ体操第1を正しく行う。

*** 9 クラブ・部活動** P 7

児童生徒の興味・関心に基づき希望者のみが参加する体育的・文化的な活動は、昭和44年(高等学校は昭和45年。)以前は「クラブ活動」に位置づけられていた。しかし同年の学習指導要領の改訂で、「クラブ活動」は小学校第4学年以上の全ての児童生徒が週1時間履修することとなった。これに伴い、中・高の生徒が自主的に参加する放課後等の活動は部活動と称して、全員履修の「クラブ活動」と区別された。部活動のうち体育的な活動を運動部活動という。

なお、中・高等学校の「クラブ活動」は、平成元年度の学習指導要領の改訂で、部活動への参加をもってその一部又は全部の履修に替えることができるようになったが、平成 10 年度の学習指導要領の改訂で、「クラブ活動」とほぼ同じ特質や意義をもつ教育活動である部活動が広く行われていることなどを踏まえて廃止された。

現在、小学校の学習指導要領において「クラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるようにすること」と定められている。時間数は各小学校で決めるが、葛飾区においては教育委員会が各学校の実態に応じて適切にクラブを実施するように求めている。

*** 1 0 葛飾区体育協会** P 8

スポーツ振興と区民の体位・体力の向上を図り、スポーツ精神を慣用することを目的に昭和 2 3 年に設立された。現在 3 7 団体で構成されている。区民体育大会、高齢者対象事業の充実、ジュニアスポーツの育成強化、スポーツ指導員登録制度の確立等、生涯スポーツの充実に取り組んでいる。

*** 1 1 ポニースクールかつしか** P 9

ポニーの世話や乗馬、異年齢の子ども同士の交流などを通して豊かな人格形成を図る青少年教育施設として昭和 57 年に開園した。健常児の教室に加え、平成 7 年度からは障害児対象の乗馬教室を本格実施し、障害児や養護学校・心障学級などが利用している。障害の程度、種別に関係なく楽しめるスポーツの機会として貴重なものとなっている。障害児乗馬教室へは 200 人弱の障害児が参加している。

*** 1 2 一貫指導システム** P 1 0

スポーツに初めて出会うジュニア期からトップレベルに至るすべての過程で、個々の競技者の特性や発達段階を適切に把握し、それぞれの段階に応じた最適なトレーニングを行うことによって、競技者の有する資質・能力を最大限に引き出し、最終的に世界レベルで活躍できる競技者に育成・強化するとともに、その過程で競技引退後の指導者等としての活動にも配慮した指導を行うシステムをいう。

*** 1 3 葛西ばやし** P 1 1

葛飾方面の農村に古くから伝わる郷土芸能の一つで、東京都の無形文化財に指定されている。葛西神社（東金町 6 丁目）が発祥地とされる。神田や赤坂、深川などの祭りで披露されるおはやしの起源とも言われており、笛、太鼓、鉦を使う。郷土芸能を通じて地元の歴史を知り、郷土愛を深めようと、たとえば半田小学校では児童が葛西ばやし保存会から指導を受け練習し、学芸会で演じたりしている。

*** 1 4 葛飾区文化協会** P 1 2

文化芸術活動を振興し区民文化の向上を図ることを目的とし、昭和 3 2 年に設立された。現在 1 7 の区内文化団体（葛西ばやし、吟剣詩舞道、日本舞踊、俳句、民謡、華道茶道、書道、短歌、謡曲、囲碁、川柳、将棋、盤景、写真、新舞踊、三曲）によって組織されている。区民文化祭や総合芸術祭典、文化芸術講座などの事業を行っている。個々の団体では、子どもへの指導や学校の指導依頼にも対応している。

*** 1 5 大江戸舞祭 (OH! E DO DANCE) P 1 3**

「OH! E - DO DANCE」とは、小中学生が主役となって「東京ラブソディ-2000」と「地元の伝統・文化・芸能」を鍵にして、音楽、踊り、衣装で自由に自己表現する、連（チーム）踊り。

「大江戸舞祭」は、踊り子と観客、サポーターの人々が、汗と真顔と笑顔で、エネルギーを発散させ、お互いに感謝し合い心がつながる“共創の祭り”。小・中学生が主役となって、子どもどうしあるいは親や地域の大人と一緒に、「連」（チーム）を組み、「東京ラブソディ」の曲に乗って、踊る。

異年齢の子どもたちや、地域の大人たちも交えた「連」による踊りの練習や、発表の体験・経験を通じて社会性を身につけ、自律心や人とかかわり方を楽しく学ぶことができる。連（チーム）による「わがまち大江戸舞祭」はそれぞれの地域の特色を生かしながら、葛飾を含め高島平、八王子、赤羽、武蔵境、文京、西東京など都内各地に広がりを見せている。

*** 1 6 青少年育成地区委員会 P 1 3**

青少年の健全育成を目指して、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、地域の教育力を高めていくための団体。地区センター単位（連合町会単位）に設置され、現在 19 地区委員会。

委員は P T A、青少年委員、体育指導委員、保護司、児童委員、青少年団体、自治町会、学校の代表などである。任期は 2 年。19 地区の委員総数は約 1,560 人（H18.8 月現在）。

地区委員会によって異なるが、青少年を対象とした事業として地区運動会、ロードレース、スポーツ大会、ハイキング、レクリエーション大会、ニュースポーツ大会などのスポーツ・レク活動や、美術作品展、少年の主張大会、野外コンサート、写生コンクールなどの文化活動を実施している。

*** 1 7 葛飾区子ども会育成会連合会 P 1 3**

区内の子ども会育成会の連合組織である。子ども会育成会相互の連絡、協調、親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、あわせて区内の子どもの健全育成を目的に昭和 36 年に設立された。加盟団体数 116 団体、子ども会員、ジュニアリーダー、育成者を合わせた会員数は約 12,500 人。子どもまつり、かつしか少年キャンプ、ジュニアリーダー育成事業、指導者研修などの事業を行っている。

*** 1 8 ジュニアリーダー養成プログラム P 1 3**

子ども会のジュニアリーダーを養成するために子ども会育成会連合会と教育委員会の共催事業として、ジュニアリーダー講習会を社会教育館で実施している。対象は中学生 1 年生からで、年間 14 回のプログラムで、3 年間の受講で修了となる。内容は、子ども会に関する知識やキャンプ、レクリエーション技術などについて講習している。講習会修了者で 20 歳までの者でジュニアリーダークラブを結成している。

*** 1 9 伝統文化こども教室 P 1 3**

平成 15 年度から文化庁の委嘱を受け(財)伝統文化活性化国民協会が募集、実施している事業。伝統文化を継承・発展させるとともに、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する理解と関心を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することを目的としている。

具体的には、土・日曜日などにおいて学校・文化施設などを拠点として、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、工芸技術、郷土芸能、武道などを計画的・継続的に体験・取得できる機会を提供する事業。

平成17年度は、全国で約2,500教室が実施された。

*20 わくわくチャレンジ広場 P14

葛飾区では、児童の新たな放課後の居場所として「わくわくチャレンジ広場」事業を平成14年度から開始し、現在では区内49の全ての小学校で実施している。

この事業は、参加を希望する対象の児童が、スポーツや学習活動、遊びなどを通して、学年の異なる子どもたちや地域の方々と交流することにより、自主性や社会性・創造性を育むことを目的に実施している。活動は放課後に行っており、学校によっては土曜日、夏休みや冬休みなどの三季休業中にも行っている。利用施設は、小学校内の和室や会議室などのほか、授業で使用していない時は、校庭や体育館、図書室等も活用している。運営や子どもの指導は地域の皆さんが担っている。

*21 体育指導委員 P19

昭和32年文部次官通達により設置され、36年のスポーツ振興法により区市町村教育委員会の非常勤公務員として位置づけられた。当初は実技指導や社会体育団体への助言などが主な職務であったが、生涯スポーツの隆盛に伴い、地域のスポーツ活動推進の企画やコーディネート、特に総合型地域スポーツクラブ育成の先導的役割が期待されている。

葛飾区では体育協会や青少年育成地区委員会の推薦等により教育委員会が委嘱している。定数は53人で、体育指導委員協議会を組織している。任期は2年。

*22 かつしかARTブランド化計画 P22

区民の中から文化的リーダーなどを輩出し、区民の更なる文化芸術に対する需要と参加意欲を高めるための計画。具体的にはシンフォニーヒルズ青少年少女合唱団を創設し、地域の文化芸術への参加意識を高めていく他、区民手づくりのミュージカルを実施するなど、葛飾区の独自文化を全国に向けて発信していく。

*23 多文化共生社会実現プロジェクト P22

日本人区民と外国人区民が直接交流できる場と機会を積極的につくり、相互に理解しあい、お互いの文化や習慣を尊重しあいながら生きる社会を実現することを目的としている。具体的には、友好都市との交流事業をはじめ、外国の文化や習慣を理解するための各種講座や国際交流まつりなどの事業を行うほか、区内で活動する民間の国際交流団体を積極的に支援するなど、区民レベルでの国際交流の推進を目指す。

*24 教科担任制 P25

一人の教員が、複数の学年・学級にわたって一つの教科指導に責任を持つ体制。現在一般的に中学校で行われている。小学校では通常、学級担任が全教科（専科を除く。）を指導するが、教科担任制とは学級担任を持ちながらも、それ以外の学級に対して特定の教科の授業を組織的、継続的に行うこと。